

宿泊税に関するお知らせ

旅行業関係の皆様へ

島根県松江市 財政部・観光部





宿泊税は、松江市が「国際文化観光都市」として、より魅力的で持続可能な観光地づくりのために活用していきます。

項目	内容
課税客体	松江市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
納税義務者	宿泊者
税率	1人1泊あたり200円
免税点	1人1泊あたり5,000円未満（素泊まり・税抜き）の宿泊は、課税しません。
課税免除	修学旅行等の参加者（引率者を含む）の宿泊には課税しません。 ・修学旅行等：学習指導要領等に規定の学校行事（修学旅行・集団宿泊活動等） ・参加者：学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の 児童・生徒・学生・引率者
課税開始	令和7年12月1日 ※令和7年11月30日から12月1日にかけて行われる宿泊は課税対象外です。 ※課税開始日より前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。

※「入湯税」の課税免除について(R7.12.1以降)

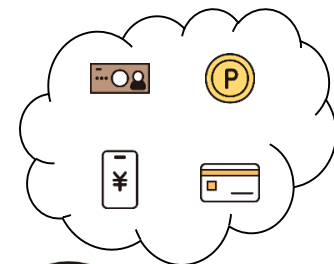
「宿泊税」と同様に、修学旅行等の参加者（引率者を含む）の入湯行為には課税しません。



宿泊者向けの分かりやすい周知にご協力をお願いします。

予約申込画面に、
宿泊税について
掲載する。

宿泊税の支払い
方法を掲載する。
(クレジットカード支
払い・現地支払い等)



予約サイトに
松江市HPのリンク
を掲載する。

宿泊税を事前決済した
場合、支払われた宿泊
税の額を領収書に表示
する。



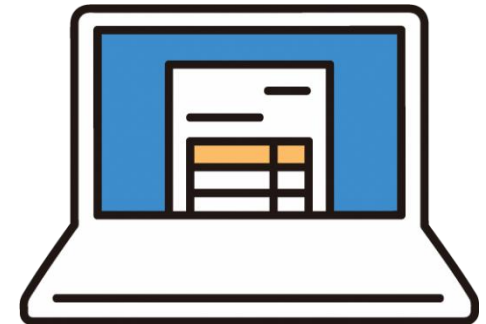
※可能な範囲での対応をご検討ください。



各宿泊施設への周知にご協力をお願いします。

予約サイトの販売価格設定時、宿泊税を含めるか含めないか等について周知する。

宿泊施設が企画するプランに、宿泊税がかかる旨の注意書きを掲載するよう周知する。



※可能な範囲での対応をご検討ください。

ご協力をお願いしたいこと

4



課税免除について、学校が主催する学習指導要領等に基づき実施する教育課程内の学校行事が対象となります。
該当する宿泊者に以下の注意点を教えてください。



学校長等が証明書を作成し、宿泊施設に提出する必要があります。



証明書の提出がないと課税免除となりません。



部活動やクラブ活動の大会や合宿は対象となりません。



(様式)

修学旅行等であることの証明書

宿 泊 日	年 月 日 ~ 年 月 日 () 泊
学 校 行 事 の 概 要 (その他の学校行事の場合は、具体的な学校行事名を記入してください。)	☐ 修学旅行 ☐ その他の学校行事(※) 学校行事名: () ※幼稚園教育要領、学習指導要領又は高等専門学校設置基準に基づく学校行事で、全校又は学年単位で実施されるもの。
宿泊施設(鉱泉浴場)の名称	
宿泊施設(鉱泉浴場)の所在地	
課税免除対象の宿泊人数(注1)	
課税免除対象外の宿泊人数(注2)	
備 考	

注1 当該学校が主催する修学旅行又は幼稚園教育要領、学習指導要領若しくは高等専門学校設置基準に基づく学校行事(以下「修学旅行等」という。)に参加する児童、生徒又は学生(以下「生徒等」という。)並びに引率者の人数を記載してください。
引率者とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアが必要な生徒等の対応を行う看護部や保護者等であり、旅行業者の従業員やカメラマン等は該当しません。
注2 修学旅行等に参加している生徒等及び引率者以外で修学旅行等に随行する方(旅行業者の従業員やカメラマン等)の人数を記載してください。

上記に記載のとおり修学旅行又はその他の学校行事により宿泊することを

年 月 日

学校の所在地

学校の名称

学校長の氏名

学校の電話番号

※宿泊税及び入湯税の課税免除を受けようとする場合は、宿泊時に本証明書を宿泊施設(鉱泉浴場)へ提出してください。

入湯税の課税免除
証明書と兼用です。
(提出は1部で可)

※証明書の様式は、松江市のHPに掲載しています。



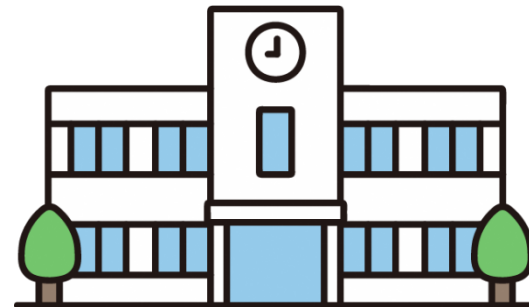
課税免除の対象となる行事、対象とならない行事は以下のとおりです。

対象となる行事

幼稚園教育要領、学習指導要領又は高等専門学校設置基準に基づき実施する教育課程内の学校行事で全校又は学年単位で実施されるもの
：修学旅行、宿泊研修、林間学校、社会科見学等

対象とならない行事

部活動やクラブ活動の大会（高校総体や総合文化祭等）、合宿等





課税免除の対象となる学校行事のうち、対象となる人、対象と
ならない人は以下のとおりです。

対象となる人

次の学校に通う児童、生徒

：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、
特別支援学校、高等専門学校

児童、生徒の引率者

：生徒等の引率を行う学校等関係者や、心身の障害等により介助を必要
とする生徒等の介助をする看護師や保護者等

対象とならない人

旅行業者の添乗員やカメラマン等



あなたの宿泊税が 松江の未来につながります。

Your accommodation tax will lead to the future of Matsue.

숙박세가 마쓰에의 미래로 이어집니다.

您的住宿费将决定松江的未来。 您的住宿稅將決定松江的未來。



2025. - 12. 01 -

松江市に宿泊されるみなさまへ

To everyone staying in Matsue City -----▶

宿泊税 ▶

Accommodation Tax
MATSUE City

1人1泊あたり
Per person per night

200 yen
円

5年後も10年後も
また行きたくなる街で
あるために

For a Matsue city that people want to
visit again in 5 or 10 years time.

行き先は、 未来の松江

Destination : The Future of Matsue

しくみについて
使いみちについて

市民税課諸税係
観光振興課観光戦略係

☎0852-55-5154
☎0852-55-5044

✉shiminzei@city.matsue.lg.jp
✉kankou@city.matsue.lg.jp

HPIはこちら

